

狭山市環境基本条例

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）の例による。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって適切に推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講

ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、狭山市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成等)

- 第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置等)

- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置等を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第12条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全に関する施策に資するため、環境の保全に関する情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、前条の教育及び学習の振興並びに第17条の自発的活動の促進に資するため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求めること等これらの者との連携を図るものとする。

(自発的活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置等)

第18条 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法第44条の規定に基づき、狭山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験を有する者

(3) 市民を代表する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正[平成11年条例13号]

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 狭山市環境審議会条例(平成7年条例第18号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の狭山市環境審議会条例の規定により環境審議会委員に委嘱されている者は、第21条第3項の規定により委嘱された環境審議会委員とみなす。この場合において、当該環境審議会委員の任期については、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成11年10月31日までとする。

附 則(平成11年3月19日条例第13号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。